

社会福祉士・精神保健福祉士（共通科目） 模擬問題① 解答一覧

2006 年 8 月 9 日作成

(2006.9.30 音声読み上げ可)

社会福祉原論	1	1	× ベヴァリッジではなくウェッブ夫妻である
	2	2	× ウェッブ夫妻ではなくベヴァリッジである
	3	3	○
	4	4	× ハイエクは「社会的正義」あるいは「分配の正義」を批判した
	5	5	× 中央慈善協会はボランティア団体であり、政府が設立したものではない
	6	6	× 広島県ではなく岡山県である
	7	7	× 1951 年ではなく 1946 年である
	8	8	○
	9	9	○
	10	10	× すべての人間を対象とし、児童、障害者、高齢者等の属性の区分はない
	11	11	× 5 原則であり、「尊厳(Dignity)」が不足している
	12	12	○
	13	13	○
	14	14	○
	15	15	× 石井十次ではなく石井亮一である
	16	16	○
	17	17	○
	18	18	× 大阪府知事林市蔵が小河滋次郎の協力を得て考案・創設した
	19	19	× 「選別主義の問題点の一つとしては、普遍主義に比べて」が正しい
	20	20	○
	21	21	○
	22	22	× 後段は、社会関係の客体的側面だけに着目する一般的な政策だけでは不十分であるとした
	23	23	○
	24	24	○
	25	25	○
	26	26	× 「1916 年、河上肇、『貧乏物語』か「1920 年、賀川豊彦、『死線を越えて』」が正しい
	27	27	○

<http://www.yamadajuku.com/>

社会保障論

28	28	× ロンドンではなくヨーク市である
29	29	× 1897 年『産業民主制論』でナショナルミニマムを提唱
30	30	× ベヴァリッジではなくケインズである
31	31	× ケインズではなくベヴァリッジである
32	32	× 大河内一男ではなく孝橋正一である
33	33	× 孝橋正一ではなく大河内一男である
34	34	× 岡村重夫ではなく竹内愛二である
35	35	× 竹内愛二ではなく岡村重夫である
36	1	× ミュルダールではなくマーシャルである
37	2	× マーシャルではなくミュルダールである
38	3	× リンカーンではなくルーズベルトである
39	4	× ベヴァリッジの説明である
40	5	× 1601 年のエリザベス救貧法ではなく 1834 年の新救貧法である
41	6	× 「公務員」ではなく「一般労働者」である
42	7	× 「最低賃金制の確立」ではなく「児童手当制度」である
43	8	× 6:3:1 ではなく 5:3:2 である
44	9	× 第 1 号は「日本国内に住所を有すること」、第 2 号・第 3 号は「住所地が日本国外でもよい」
45	10	○
46	11	× 子のある妻および子である
47	12	× 原則として 65 歳から支給される
48	13	× 「1 級と 2 級のみ」である
49	14	× 1834 年新救貧法の説明である
50	15	× デンマークではなくドイツである
51	16	× スウェーデンではなくアメリカである
52	17	○
53	18	× 1960 年代ではなく 1950 年代である
54	19	○
55	20	× 老人医療無料化 1973 年, 老人保健法 1982 年である
56	21	× 1990 年代ではなく 1980 年代である
57	22	○
58	23	× 1922 年健康保険, 1941 年厚生年金保険法, 1947 年失業保険法の順である
59	24	○
60	25	× 1950 年代でなく 1970 年代である

<http://www.yamadajuku.com/>

公的扶助論

61	26	× 1/3 から 1/2 に引き上げる
62	27	× 社会保険控除の対象となる
63	28	× 介護休業は免除されない
64	29	× 1 級から 39 級でなく 1 級から 30 級である
65	30	○
66	31	× 1970 年代ではなく 1980 年代である
67	32	○
68	33	× 税と社会保険料が逆である
69	34	○
70	35	× 日本 23.72%, アメリカ 17.05%, イギリス 28.90%, ドイツ 38.83%である
71	1	× 新救貧法でなくエリザベス救貧法である
72	2	○
73	3	○
74	4	× エリザベス救貧法ではなく新救貧法である
75	5	× 多数派ではなく少数派である
76	6	× 7 種類ではなく 5 種類である
77	7	○
78	8	× 現行生活保護法ではなく旧生活保護法である
79	9	○
80	10	× エリザベス救貧法(1601 年)ではなく新救貧法(1834 年)である
81	11	○
82	12	× 在宅保護が基本
83	13	× ブースではなくラウンダリーである
84	14	× 旧生活保護法(1946 年)の説明である
85	15	× 「1902 年にロンドン」ではなく「1899 年にヨーク市」である
86	16	× 1601 年ではなく 1834 年である
87	17	○
88	18	○
89	19	○
90	20	○
91	21	× 高齢者ではなく低所得者である
92	22	× 「最低生活保障」と「自立の助長」が目的である
93	23	○
94	24	○

地域福祉論

95	25	× 収入として充当はされるが対象外ではない
96	26	○
97	27	○
98	28	× 4 種ではなく 5 種である
99	29	× 受給と保護請求権の保障が無差別に平等という意味である
100	30	× 欠格条項は旧生活保護法・救護法にあった
101	31	○
102	32	○
103	33	× 逆の説明である
104	1	× 下位ではなく上位である
105	2	× 「単独世帯」ではなく「三世帯世帯」の説明である
106	3	○
107	4	× 1.5 ではなく 2.0 である
108	5	× 小河滋次郎ではなく笠井信一である
109	6	× アダムスではなくコイトである
110	7	○
111	8	○
112	9	× 統合説ではなくニーズ調整説である
113	10	○
114	11	× 貨幣的ニーズではなく非貨幣的ニーズである
115	12	× バークレイ報告ではなく 1988 年のグイフィス報告である
116	13	○
117	14	× 「アジア・太平洋障害者の十年」ではなく「国連障害者の十年」である
118	15	× 住宅, 教育, 雇用, 労働, 都市計画なども含むものである
119	16	○
120	17	○
121	18	○
122	19	○
123	20	× 原則として市町村域に 1 つである
124	21	× バークレイ報告ではなくシーボーム報告である
125	22	× イギリスではなくスウェーデンの説明である
126	23	○
127	24	○
128	25	○

心理学

129	26	× 介護保険法ではなく老人保健法である
130	27	○
131	28	○
132	29	× 第一種ではなく第二種社会福祉事業である
133	30	○
134	31	× 在宅に限定せず施設サービス, 関係機関領域・連携などを含む
135	32	○
136	1	○
137	2	×「16 歳から 74 歳まで」である
138	3	○
139	4	○
140	5	○
141	6	○
142	7	×フロイトではなくピアジェである
143	8	×ピアジェではなくフロイトである
144	9	○
145	10	× 個人の経験, 欲求と関係する
146	11	×たとえば以下は知覚ではなく認知, 概念の説明である
147	12	○
148	13	×モラトリアムではなく「自我同一性の確立」である
149	14	×低い人ではなく高い人である
150	15	×「洞察による学習」の説明である
151	16	○
152	17	○
153	18	× 非言語コミュニケーションも重要である
154	19	× 同情や同一化ではなく, 共感的理解が必要である
155	20	○
156	21	× 説明が逆である
157	22	× 低下する
158	23	○
159	24	× 老年期特有のものとして「一般化」できる特徴ではない
160	25	○
161	26	○
162	27	○
163	28	○

<http://www.yamadajuku.com/>

社会学

164	29	○
165	30	○
166	31	× 生得的ではなく年齢とともに発達する
167	32	○
168	33	○
169	1	× 2000 年から 2015 年まで増加し, その後減少する
170	2	× 2000 年から 2025 年まで減少を続ける
171	3	○
172	4	× 2000 年から 2025 年まで減少する
173	5	× 準拠集団ではなく内集団である
174	6	○
175	7	× ない集団ではなく準拠集団である
176	8	× ゲマインシャフトではなくゲゼルシャフトである
177	9	× 1970 年ではなく 2000 年である
178	10	○
179	11	○
180	12	○
181	13	○
182	14	× 含まれる
183	15	○
184	16	× 自主的・無意図的ではなく意図的である
185	17	○
186	18	○
187	19	○
188	20	○
189	21	○
190	22	× 男性が女性に期待するライフコースでも「専業主婦」が減り, 「再就職」「両立」が増えている
191	23	○
192	24	○
193	25	○
194	26	○
195	27	○
196	28	× 「生物学的性差」ではなく「社会的に作られた性別」である

法学

197	29	×【ライフステージ】【ライフサイクル】【ライフコース】の順である
198	1	×ワイマール憲法である
199	2	○
200	3	×私人間に直接適用されないと判示した
201	4	×「就労請求権」ではなく「団体行動権(争議権)」である
202	5	×違憲ではなく合憲である
203	6	×満20歳以上になれば衆議院議員および参議院議員の選挙権を有する
204	7	○
205	8	○
206	9	○
207	10	○
208	11	○
209	12	×60歳移乗ではなく65歳以上である
210	13	×満20歳ではなく満18歳である
211	14	×18歳ではなく20歳である
212	15	○
213	16	○
214	17	×「児童福祉法の改正」ではなく「児童虐待の防止等に関する法律」である
215	18	○
216	19	○
217	20	○
218	21	×不法行為は成立すると判示した
219	22	×「古典的な基本的人権」ではなく「新しい人権」の一つである
220	23	○
221	24	○
222	25	○
223	26	○
224	27	○
225	28	×自由権ではなく社会権である
226	29	○
227	30	○
228	31	○
229	32	○

医学一般

230	33	× 消滅事由ではない
231	34	○
232	35	○
233	36	○
234	1	× 胆嚢ではなく肝臓と小腸である
235	2	○
236	3	× 1 型ではなく 2 型糖尿病である
237	4	○
238	5	× 細胞外液(ナトリウムイオン, クロールイオン), 細胞内液(カリウムイオン, リン酸イオン)とは異なる
239	6	× 「多い」ではなく「少ない」である
240	7	× 「多い」ではなく「少ない」である
241	8	○
242	9	○
243	10	× 男性は 50 歳代から, 女性は 40 歳代から発生する
244	11	○
245	12	○
246	13	× 薬物療法, 食事療法, 運動療法が必要である
247	14	× 50 回ではなく「60～70 回」である
248	15	○
249	16	× 25 回ではなく「12～15 回」である
250	17	○
251	18	○
252	19	○
253	20	○
254	21	○
255	22	○
256	23	○
257	24	× 血流が悪くなり, 皮膚表面の組織が壊死, 潰瘍をきたすことによる
258	25	○
259	26	○
260	27	○
261	28	× 誇大妄想ではなく予期不安である
262	29	× 予期不安ではなく強迫観念(強迫行為)である
263	30	○

264	31	○
265	32	○
266	33	○
267	34	× 介護者の意思ではなく利用者の意思である
268	35	○
269	36	○